

第 35 回 非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ

2025 年 1 月 21 日（火）15 時 00 分
日 本 証 券 業 協 会 第 3 会 議 室
（ 太 陽 生 命 日 本 橋 ビ ル 8 階 ）

議 案

1. J-Ships における適用対象の追加等に係る規則改正案について
2. 令和 6 年改正金商法に関する対応について（非上場有価証券特例仲介等業務）

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 1

非上場株式等の取引及び 私募制度等に関するWG(第35回資料)

J-Shipsにおける適用対象の追加等に係る
規則改正案の概要

2024年1月21日
日本証券業協会

1. 適用対象の追加に係るJ-Ships規則改正案の概要
2. 特定証券情報・発行者情報の新設様式案の概要
3. 非上場株式STの取扱い等に係る
特定証券情報・発行者情報の様式改訂案の概要
4. 今後の非上場WG・規則改正のスケジュール

1. 適用対象の追加に係るJ-Ships規則改正案の概要

条項	内 容	考え方
第2条	定義	「信託受益証券」を追加
第3条	検証及び審査	投資証券の審査項目を参考に、信託受益証券の審査に関する規定を追加
第4条	発行者との反社会的勢力排除のための契約内容	—
第5条	反社会的勢力の排除	—
第6条	特定証券情報等の提供又は公表	信託受益証券向けの様式を追加
第7条	発行者情報の提供又は公表	信託受益証券向けの様式を追加
第8条	投資勧誘の要件	—
第9条	既存株主による売付けに係る勧誘	—
第10条	取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求	信託受益証券は、店頭有価証券や投信法に規定される投資信託等とは商品性が異なることから、既存の取引とは別に説明書の交付及び確認書の徴求を義務付ける
第11条	個別銘柄に係る説明書の交付等	—
第12条	社内規則及び取扱要領	第10条と同様、既存の適用対象との商品性の違いから、新たな社内規則及び取扱要領の整備を求める
第13条	取扱協会員としての届出及び公表	—
第14条	取扱協会員としての指定の取消し	—
第15条	本協会への報告	—
第16条	本協会による照会等	—
第17条	電磁的方法による交付等	—
第18条	PTS 取引に係る適用除外等	—
第19条	金融商品仲介業者に対する指導及び監督)	—
第20条	特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い	—

2. 特定証券情報・発行者情報の新設様式案の概要

別紙1-2、1-3参照

- ・信託受益証券に係る「有価証券届出書」・「有価証券報告書」(特定有価証券開示府令第六号・第九号様式)を基に、投資証券に関する「特定証券情報」・「発行者情報」(J-Ships規則様式3・6)で求められる記載事項・量を参考に、投資者保護と開示負担軽減の両方に留意しつつ、記載事項の策定を行った。
- ・今般作成した「特定証券情報」において、「有価証券届出書」と比較し大きな差異がある箇所は以下の3点。

1. 信託財産について

前回合合において示した規則改正の方向性のとおり、想定する信託財産を「不動産」と「有価証券」に限定する。

【記載上の注意(15)参照】

2. 信託財産の関係法人について

- ・有価証券届出書では「第三部 【受託者、委託者及び関係法人の情報】」の記載が求められているが、投資証券に関する特定証券情報では有価証券届出書と比較して「第三部 第4 【関係法人の状況】」等を省略していることに鑑み、当該事項の記載は受託者、委託者の経理の状況も含め求めない。
- ・なお、受託者、委託者含め関係法人の名称及び業務内容については、「第二部 第1 1 (3) ① 【信託財産の関係法人】」において簡潔に記載することとする。

【記載上の注意(13)参照】

3. 信託財産の経理状況について

- ・有価証券届出書では「第二部 第2 【信託財産の経理状況】」において貸借対照表と損益計算書の記載が求められているが、投資証券に関する特定証券情報では有価証券届出書と比較して「第二部 第2 【財務ハイライト情報】」等を省略していることに鑑み、当該事項の記載は求めない。
- ・なお、信託財産に係る収益状況の推移は、「第二部 第1 2 (3) 【収益状況の推移】」において記載することとする。

【記載上の注意(16)参照】

- ・なお、受益証券発行信託のスキームの概要については、主として「第二部 第1 【信託財産の状況】」内の各記載事項に記載のうえ、顧客に対し説明いただくことを想定している。
- ・また、STでの発行に係る記載事項についても「記載上の注意(1)一般的事項」に規定している。記載を求める事項の内容については次頁参照。

3. 非上場株式STの取扱い等に係る 特定証券情報・発行者情報の様式改訂案の概要

- 様式1及び様式4(店頭有価証券に係る特定証券情報・発行者情報)につき、STでの発行に係る追加的な記載事項につき、下表のとおり記載事項を求めることとする。
- 様式2及び様式3については、所要の改正を行う。

有価証券届出書

第一部【証券情報】

第4【その他の記載事項】

利用する技術・プラットフォームの名称、内容及び選定理由

技術提供者・プラットフォーム提供者の名称及び
運営上の役割並びに関係業務の内容

技術提供者・プラットフォーム提供者に支払う報酬及び手数料の金額又は料率

技術提供者・プラットフォーム提供者に支払う手数料(申込手数料、解約手数料、
管理報酬等を除く)の金額または料率、徴収方法及び徴収時期

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】 3【事業等のリスク】

資産の流出その他の特定内国電子記録移転権利等固有のリスクの特性

リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項

リスクに対する管理体制

特定証券情報 様式1

「第一部 第3【事業等のリスク】」
において記載を求める

有価証券報告書

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】 3【事業等のリスク】

※記載内容は有価証券届出書と同様

発行者情報 様式4

「第2 1(4)電子記録移転有価証券表示権利等について」を追加し
記載を求める

4. 今後の非上場WG・規則改正のスケジュール

開催時期	内容
2024年11月7日 (第33回会合)	○検討事項のご説明
	事後照会(アンケート)
2024年12月13日 (第34回会合)	○アンケート結果を踏まえた規則改正の方向性
2025年1月21日 (第35回会合)	○規則改正案
2025年2～3月頃	○エクイティ分科会・自主規制会議
	パブリックコメント実施
2025年5～6月頃	○規則改正

＜参考＞有価証券届出書と特定証券情報の比較

有価証券届出書	特定証券情報	考え方
【表紙】	【表紙】	
【提出書類】	【書類名】	提出ではなく提供する文書であるため修正
【提出先】	<削る>	投資証券と同様に削る(本頁の削る項目について以下同じ)
【提出日】		
【発行者(受託者)名称】	【提供日又は公表日】	
【代表者の役職氏名】	【発行者(受託者)名称】	
【本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】	
【事務連絡者氏名】	【本店の所在の場所】	
【電話番号】	<削る>	
【発行者(委託者)氏名又は名称】	<削る>	
【代表者の役職氏名】	【発行者(委託者)氏名又は名称】	
【住所又は本店の所在の場所】	【代表者の役職氏名】	
【事務連絡者氏名】	【住所又は本店の所在の場所】	
【電話番号】	<削る>	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の名称】	<削る>	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の金額】	<削る>	
【縦覧に供する場所】	【公表されるホームページのアドレス】	公表の方法が異なるため修正

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

<参考> 有価証券届出書と特定証券情報の比較

有価証券届出書	特定証券情報	考え方
第二部【信託財産情報】 第1【信託財産の状況】 1【概況】 (1)【信託財産に係る法制度の概要】 (2)【信託財産の基本的性格】 (3)【信託財産の沿革】 (4)【信託財産の管理体制等】 ①【信託財産の関係法人】 ②【信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度】 ③【信託財産の管理体制】 2【信託財産を構成する資産の概要】 (1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】 (2)【信託財産を構成する資産の内容】 (3)【信託財産を構成する資産の回収方法】 →移設	第二部【信託財産情報】 第1【信託財産の状況】 1【概況】 (1)【信託財産に係る法制度の概要】 (2)【信託財産の基本的性格】 <削る> (3)【信託財産の管理体制等】 ①【信託財産の関係法人】 ②【信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度】 <削る> 2【信託財産を構成する資産の概要及び状況】 (1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】 (2)【信託財産を構成する資産の内容】 <削る> (3)【収益状況の推移】 (4)【その他】	投資証券と同様に削る 受託者、委託者及び関係法人の名称及び業務内容を簡潔に記載する 投資証券と同様に削る 不動産及び有価証券のみを信託財産として想定する 不動産及び有価証券を信託財産とする信託では記載が想定されない項目であり、特筆すべきことがあれば(4)【その他】に記載する 第二部 4【信託財産を構成する資産の状況】を削るに伴い移設

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

【参考】STに係る有価証券届出書記載事項

開示府令：企業内容等の開示に関する内閣府令

特定有価証券開示府令：特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

開示府令（2020.5.1 改正） 第二号様式※	特定有価証券開示府令（2020.5.1 改正） 第六号の五様式	（要約）記載事項
第一部 第4 その他の記載事項 記載上の注意(24) a 略 b 当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。（31）cにおいて「電子記録移転有価証券表示権利等」という。）である場合（cに掲げる場合を除く。）には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意(5)c、(17)c、(30)及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 c 略（電子記録移転権利である場合）	第一部 (2)内国有価証券投資事業権利等の形態等 記載上の注意(5) c 当該届出に係る特定有価証券が特定内国電子記録移転権利又は内国有価証券投資事業権利等（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）（以下この様式において、これらを総称して「特定内国電子記録移転権利等」という。）である場合には、次に掲げる事項を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 (a) 当該特定内国電子記録移転権利等に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術の名称、内容及び選定理由 (b) 当該特定内国電子記録移転権利等の募集又は売出し並びに当該特定内国電子記録移転権利等の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームの名称、内容及び選定理由 第二部 第1 1(4)組合等の仕組み 記載上の注意(17) a 略	・ 財産的価値の記録及び移転のために用いる技術の名称、内容及び選定理由 ・ プラットフォームの名称、内容及び選定理由 ・ 技術提供者がいる場合、その名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容

	b 組合等及び組合等の関係法人(資産の運用を行う者(以下この様式において「資産運用会社」という。))又は投資顧問会社、資産保管会社(暗号等資産の管理を行う者を含む。)、一般事務受託者、組合の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容(組合等が関係法人与締結している契約等の概要を含む。)について分かりやすく記載すること。 c bに掲げる事項に加えて、当該届出に係る特定有価証券が特定内国電子記録移転権利等である場合において、提出者が届出の対象とした特定内国電子記録移転権利等に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術を提供する者が存在するときは、当該者についてbと同様の事項を分かりやすく記載すること。また、この場合において、当該特定内国電子記録移転権利等の募集又は売出し並びに当該特定内国電子記録移転権利等の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームを提供する者が存在するときは、当該者についてもbと同様の事項を分かりやすく記載すること。	・プラットフォーム提供者がいる場合、その名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容
	第二部 第1 4(3)管理報酬等 記載上の注意(30) 組合等から支払われる報酬及び手数料(当該届出に係る特定内国電子記録移転権利等に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術並びに当該特定内国電子記録移転権利等の募集又は売出し並びに当該特定内国電子記録移転権利等の取得及び譲渡の	・技術提供者、プラットフォーム提供者への報酬及び手数料の金額または料率 ・主要なものについては、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期

	ために用いるプラットフォームを提供する者への報酬及び手数料を含む。)の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。	
	第二部 第1 4(4)その他の手数料等 記載上の注意(31) 特定内国電子記録移転権利又は内国有価証券投資事業権利等に係る手数料等のうち(28)から(30)までに掲げる手数料等以外の手数料等(当該届出に係る特定内国電子記録移転権利等に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術並びに当該特定内国電子記録移転権利等の募集又は売出し並びに当該特定内国電子記録移転権利等の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームを提供する者への手数料等を含む。)がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。	・技術提供者、プラットフォーム提供者への申込手数料、払戻し手数料、管理報酬等以外の手数料の金額または料率、徴収方法及び徴収時期
第二部 第2 3事業等のリスク 記載上の注意(31) a・b 略 c 提出者が発行者である有価証券(当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。)が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意(26) cにより記	第二部 第1 3投資リスク 記載上の注意(26) a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。 b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 c 提出者が発行者である特定有価証券が特定内国電子記録移転権利等である場合には、特に、資産	・資産の流出その他の電子記録移転有価証券表示権利等固有のリスクの特性、リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項、リスクに対する管理体制 【備考】 有価証券報告書(開示府令第三号様式)でも「第一部 第2 3【事業等のリスク】」において第二号様式(31)に準じて記載する義務有り →発行者情報では本項目のみ追記を求める

載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。	の流出その他の特定内国電子記録移転権利等固有のリスクについて、a 及び b と同様の事項を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、組合等の主たる出資対象事業が事業型出資対象事業である場合には、当該事業に関するリスクについて、a 及び b と同様の事項を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	
---	---	--

※その他の有価証券届出書の様式（第二号の二様式～第二号の七様式）も原則として第二号様式の記載上の注意に準ずる



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 2－1

令和 6 年改正金商法に関する対応について (非上場有価証券特例仲介等業務)

日本証券業協会
2025年 1 月21日

1. 令和 6 年改正金商法に伴う本協会における対応（定款改正、自主規制規則の改正等）の概要

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

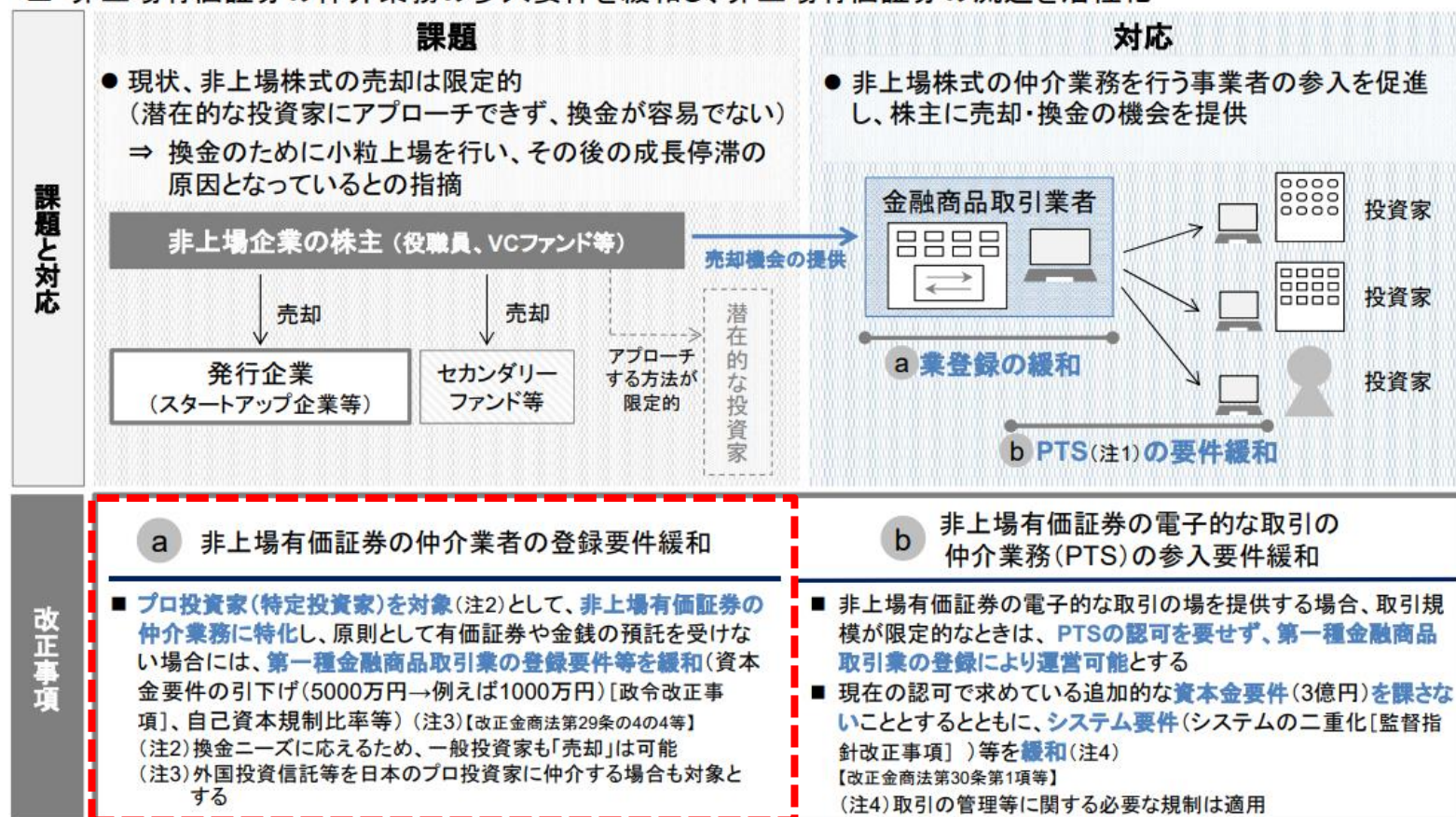
3. 政府令・監督指針の改正に伴う自主規制規則の対応について

1. 令和6年改正金商法に伴う本協会における対応 (定款改正、自主規制規則の改正等)の概要

(1) 金融審議会(市場制度WG・資産運用TF)における議論

非上場有価証券の取引の仲介業務への新規参入を促すため、非上場有価証券のプライマリー取引やセカンダリー取引の仲介業務に特化し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、第一種金融商品取引業の登録要件等(資本金規制、自己資本規制比率、兼業規制等)を緩和することが適当

□ 非上場有価証券の仲介業務の参入要件を緩和し、非上場有価証券の流通を活性化



(出所) 金融庁ホームページ 第213回国会における金融庁関連法律案 説明資料より抜粋 (※赤枠は事務局にて追加)

1. 令和6年改正金商法に伴う本協会における対応 (定款改正、自主規制規則の改正等) の概要

(2) 金商法改正 (令和6年5月15日成立、同月22日公布、公布日から1年内施行)

特定投資家等を対象とした非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う第一種金融商品取引業者について、自己資本規制比率、兼業規制等に関する規制の適用除外（金商法29条の4の4の新設）

(3) 非上場有価証券特例仲介等業務とは

○金商法（抄） 第29条の4の4（非上場有価証券特例仲介等業者についての登録等の特例）

8 第一項、第二項及び前二項の「非上場有価証券特例仲介等業務」とは、第一種金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

- 一 有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。）に係る次に掲げる行為
 - イ 売付けの媒介又は第二条第八項第九号に掲げる行為（一般投資家（特定投資家等、当該有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために行うものを除く。）
 - ロ 買付けの媒介（一般投資家のために行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として行うものを除く。）
- 二 前号に掲げる行為に関して顧客から金銭の預託を受けること（同号に掲げる行為による取引の決済のために必要なものであつて、当該預託の期間が政令で定める期間を超えないものに限る。）。

1. 令和6年改正金商法に伴う本協会における対応 (定款改正、自主規制規則の改正等)の概要

(4) 本協会における対応(定款改正予定)

✓既に本協会の自主規制の対象である第一種金融商品取引業の中に、「非上場有価証券特例仲介等業務」が含まれ、当該業務を専業で行う者については参入緩和が見込まれることから、**非上場有価証券の仲介等の業務のみを行う第一種金融商品取引業者(特例仲介業者)について、新たに「特定業務会員」として位置付けるなどの改正案についてパブリックコメントを実施**(2024年11月20日～同年12月19日)

協会の種類	会員	特別会員	特定業務会員			
金商業登録	第一種金商業	登録金融機関業務	第一種金商業			
業者	証券会社	銀行等	特定店頭デリバティブ取引業者(電子取引基盤運営業者)	株式投資型クラウドファンディング業者	商品関連市場デリバティブ取引の取次専業業者	今回の対応(追加) 非上場有価証券特例仲介等業者
証券戦略	○	—	—	—	—	—
自主規制	○	○	○	○	○	○

【ご参考】日証協定款 第5条第2号ニ 新設案

第5条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会員の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- 1 会員 (省略)
- 2 特定業務会員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる業務のみを行う者
 - イ 特定店頭市場デリバティブ取引等に係る業務
 - ロ 金商法第29条の4の2第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務(同項第1号に掲げる有価証券に係る業務に限る。)
 - ハ 商品関連市場デリバティブ取引取次等に係る業務
- ニ 金商法第29条の4の4第8項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務(新設)
- 3 特別会員 (省略)

1. 令和6年改正金商法に伴う本協会における対応 (定款改正、自主規制規則の改正等)の概要

(5) 定款改正により影響を受ける可能性がある諸規則について

所管部署	規則名
総務部	定款施行規則
経理部	特定業務会員会費規則
自主規制企画部	有価証券の寄託の受入れ等に関する規則
	顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則
	有価証券関連業経理の統一に関する規則
	反社会的勢力との関係遮断に関する規則
	協会員の従業員に関する規則
	個人情報の保護に関する指針
	協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則
	協会員間の紛争の調停に関する規則

1. 令和6年改正金商法に伴う本協会における対応 (定款改正、自主規制規則の改正等)の概要

(5) 定款改正により影響を受ける可能性がある諸規則について

所管部署	規則名
エクイティ市場部 今回の検討事項	株主コミュニティに関する規則
	株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則
	店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則
	店頭有価証券に関する規則
エクイティ市場部/ 公社債・金融商品部	私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則
規律審査部	個人情報の取り扱いに関する苦情処理業務規則
	協会の内部管理責任者等に関する規則

1. 令和6年改正金商法に伴う本協会における対応（定款改正、自主規制規則の改正等）の概要

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

3. 政府令・監督指針の改正に伴う自主規制規則の対応について

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

(1) 非上場株式等に関する規則の対象協会員と非上場有価証券特例仲介等業者が取り扱う業務の位置付け

		第一種金商業		
		第一種少額電子募集取扱業務	非上場有価証券特例仲介等業務	
		会員	特定業務会員	特定業務会員
非上場株式に関する規則 【対象となる協会員】	株主コミュニティ 【対象：会員】	○	×	○
	株式投資型CF 【対象：会員、特定業務 会員の一部】	○	○	○
	J-Ships 【対象：協会員】	○	×	○
	その他 非上場株式の取引 【対象：協会員】	○	×	○
	PTS業務 【対象：会員】	○	×	○

現行「会員」が主語になっている規則（下線）などについて、「特定業務会員」である非上場有価証券特例仲介等業者が行うことができるものについて、規則の対象に加える措置を講じる（次頁以降参照）

<参考：各業務で扱える取引等の概要>

対象投資家	限定無し	限定無し	特定投資家のみ ※売付けは一般投資家も可
対象取引	限定無し	募集・私募の取扱い (原則ネットのみ)	売買の媒介 募集・売出し等の取扱い
預託の可否	可	金銭のみ可 (取引関連に限る)	金銭のみ可（取引関連に限る、預託 期間は1週間以内）

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

(2) 株主コミュニティ規則における対応事項

条項	内 容	対象	対応	対応事項
第1条	目的	—	—	
第2条	定義	会員	必要	「会員等」の定義規定を新設、及び「運営会員」の定義に「会員等」を含める改正
第3条	株式投資型クラウドファンディング業務との併用禁止	会員	必要	「会員」を「会員等」とする旨の改正
第4条	株主コミュニティの組成	会員	必要	同上
第5条	発行者についての審査	運営会員	—	
第6条	反社会的勢力排除のための契約内容	運営会員	—	
第7条	反社会的勢力の排除	運営会員	—	
第8条	募集等の取扱い	運営会員	—	
第9条	株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止	運営会員	—	
第10条	確認書の徴求等	運営会員	—	
第11条	株主コミュニティからの脱退手続	運営会員	—	
第12条	株主コミュニティ銘柄に関する情報提供	運営会員	—	
第13条	情報の取得	運営会員	—	
第14条	参加者への株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供	運営会員	—	

～ 次ページに続く ～

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

条項	内 容	対象	対応	対応事項
第15条	店頭取引についての参加者への説明及び契約締結前交付書面の交付	運営会員	—	
第16条	株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の禁止	運営会員	—	
第16条の2	株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等	運営会員	—	
第16条の3	株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例	運営会員	—	
第17条	店頭取引の範囲	運営会員	—	
第18条	不正取引行為の確認	運営会員	—	
第19条	自己売買	会員	—	法令上、特例仲介等業者は自己売買は不可であるため措置不要
第20条	共同計算の取引の禁止	会員	必要	「会員」を「会員等」とする旨の改正
第21条	不正な手段を用いた店頭取引の禁止	会員	必要	同上
第22条	過当の取引の禁止	会員	必要	同上
第23条	買あおり又は売崩しの禁止	会員	必要	同上
第24条	成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止	会員	必要	同上

～ 次ページに続く ～

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

条項	内 容	対象	対応	対応事項
第25条	社内規則及び取扱要領	運営会員	—	
第26条	運営会員としての届出及び指定	運営会員	—	
第27条	運営会員としての指定の取消し	運営会員	—	
第28条	運営会員としての指定の取消しによる株主コミュニティの解散	運営会員	—	
第29条	本協会への報告	運営会員	—	
第30条	本協会による照会等	運営会員	—	
第31条	電磁的方法による交付等	運営会員	—	
第32条	上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例	会員 取次ぎ等会員	必要	「会員」を「会員等」とする旨の改正、 及び「取次ぎ等会員」の定義に「会員等」 を含める改正
第33条	取次ぎ等会員に係る情報の提供等	運営会員 取次ぎ等会員	—	
第34条	取次ぎ等会員による店頭取引	運営会員 取次ぎ等会員	—	

※ 特例仲介等業者に対する反社対応は「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」で措置する

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

(3) 株式投資型クラウドファンディング規則における対応事項

条項	内 容	対象	対応	対応事項
第1条	目的	会員等	—	
第2条	定義	会員等	必要	「会員等」を構成する「特定業務会員」に特例仲介業者を含める旨の改正
第3条	株主コミュニティにおける募集等の取扱い等との併用禁止	会員	必要	「会員」を「会員等」とする旨の改正
第4条	発行者についての審査	会員等	—	
第5条	発行者との反社会的勢力排除のための契約内容	会員等	—	
第6条	発行者に係る反社会的勢力の排除	会員等	—	
第7条	法令違反等による株式投資型クラウドファンディング業務の禁止	会員等	—	
第8条	株式投資型クラウドファンディング業務開始後の状況等の変更時の取扱い	会員等	—	
第9条	ウェブサイトにおける情報提供	会員等	必要	券面の預託を受けることができない旨の根拠条文を改正（第18号）
第10条	契約締結前交付書面	会員等	—	
第11条	確認書の徴求等	会員等	—	
第12条	勧誘手法併用の禁止	会員等	—	
第13条	払込額が少額要件を満たしていることの確認	会員等	—	
第14条	顧客資産の分別管理	会員等	—	

～ 次ページに続く ～

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

条項	内 容	対象	対応	対応事項
第15条	適切な配分	会員等	—	
第16条	発行者による事後の定期的な情報提供	会員等	—	
第17条	社内規則及び取扱要領	会員等	—	
第18条	投資者からの照会に回答する体制の整備	会員等	—	
第19条	反社会的勢力の排除	特定業務会員	—	
第20条	基本方針の策定及び公表	特定業務会員	—	
第21条	反社会的勢力でない旨の確約	特定業務会員	必要	都度確認の対応をCF業者のみとする改正 ※特例仲介業者は反社規則で本条の確約、次条の審査、第23条の契約の禁止に対応することとする。
第22条	審査の実施	特定業務会員	—	上記参照
第23条	契約の禁止	特定業務会員	—	上記参照
第24条	社内管理態勢の整備	特定業務会員	—	
第25条	本協会及び警察等との連携・協力	特定業務会員	—	
第26条	株式投資型クラウドファンディング業務に関する本協会への報告	会員等	—	
第27条	本協会による照会等	会員等	—	
第28条	電磁的方法による交付等	会員等	—	

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

(4) J-Ships規則における対応事項

条項	内 容	対象	対応	対応事項
第1条	目的	—	—	
第2条	定義	協会員	—	
第3条	検証及び審査	取扱協会員	—	
第4条	発行者との反社会的勢力排除のための契約内容	取扱協会員	—	
第5条	反社会的勢力の排除	取扱協会員	—	
第6条	特定証券情報等の提供又は公表	取扱協会員	—	
第7条	発行者情報の提供又は公表	取扱協会員	—	
第8条	投資勧誘の要件	取扱協会員※1	—	
第9条	既存株主による売付けに係る勧誘	取扱協会員※1	—	
第10条	取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求	取扱協会員※1	—	
第11条	個別銘柄に係る説明書の交付等	取扱協会員※1	—	

※1 PTS売買の取扱いのみである場合には本協会からの指定は不要であるため対象は「協会員」（第18条に読み替え規定あり）

～ 次ページに続く ～

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

条項	内 容	対象	対応	対応事項
第12条	社内規則及び取扱要領	取扱協会員	—	
第13条	取扱協会員としての届出及び公表	取扱協会員	—	
第14条	取扱協会員としての指定の取消し	取扱協会員	—	
第15条	本協会への報告	取扱協会員※1	—	
第16条	本協会による照会等	取扱協会員※1	—	
第17条	電磁的方法による交付等	取扱協会員※1	—	
第18条	PTS 取引に係る適用除外等	協会員	—	
第19条	金融商品仲介業者に対する指導及び監督	取扱協会員	—	
第20条	特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い	取扱協会員 会員	必要	「会員」を「会員等」とする旨の改正

※1 PTS売買の取扱いのみである場合には本協会からの指定は不要であるため対象は「協会員」（第18条に読み替え規定あり）

※2 特例仲介等業者に対する反社対応は「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」で措置する

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

(5) 店頭有価証券規則における対応事項

条項	内 容	対象	対応	対応事項
第1条	目的	—	—	
第2条	定義	会員 特別会員	必要	「会員等」の定義規定を新設 その他、「会員」を「会員等」とする旨の改正
第3条	店頭有価証券の投資勧誘の禁止	協会員	—	
第3条の2	経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘	協会員 会員、特別 会員	必要	「会員」を「会員等」とする旨の改正
第4条	店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘	協会員 会員、特別 会員	必要	同上
第4条の2	企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘	協会員 会員、特別 会員	必要	同上
第5条	会社内容説明書の要件	—	—	
第6条	店頭取扱有価証券の投資勧誘	協会員 会員、特別 会員	必要	同上
第7条	上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘	協会員	—	

～ 次ページに続く ～

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

条項	内 容	対象	対応	対応事項
第8条	自己売買	会員	—	法令上、特例仲介等業者は自己売買は不可であるため措置不要
第9条	共同計算の取引	会員	必要	「会員」を「会員等」とする旨の改正
第10条	不正な手段を用いた店頭取引の禁止	会員	必要	同上
第11条	過当の取引	会員	必要	同上
第12条	買あおり又は売崩し	会員	必要	同上
第13条	成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止	協会員	—	
第14条	会員間の売買の制限	会員	必要	同上
第15条	上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の売買報告等	会員	必要	同上
第16条	店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示	会員、特別会員	必要	同上
第17条	電磁的方法による交付等	協会員	—	
第18条	金融商品仲介業者に対する指導及び監督	会員	—	法令上、特例仲介等業者は金融仲介業者への委託は不可であるため措置不要

※ 特例仲介等業者に対する反社対応は「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」で措置する

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

<参考> 規則改正のイメージ

① 株主コミュニティ規則

- a) 第2条において「会員等」の定義規定を新設、「運営会員」の対象を会員等とし、特定業務会員を含む改正
- b) その他の規定において「会員」を「会員等」とする改正

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～3 (現行どおり) <u>3の2 会員等 会員及び特定業務会員 (定款第5条第2号ニに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。)</u> 4 運営会員 株主コミュニティの運営を行うものとして本協会が指定した会員等をいう。 5～8 (現行どおり)	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～3 (省 略) (新 設) 4 運営会員 株主コミュニティの運営を行うものとして本協会が指定した会員をいう。 5～8 (省 略)

② 株式投資型CF規則

- a) 第2条第3号「会員等」の定義規定に特例仲介業者を追加する改正

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1・2 (現行どおり) 3 会員等 会員及び特定業務会員 (定款第5条第2号ロ又は <u>ニ</u> に掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。) 4・5 (現行どおり)	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1・2 (省 略) 3 会員等 会員及び特定業務会員 (定款第5条第2号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。) 4・5 (省 略)

2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について

③ 店頭規則

- a) 第2条第1号に「会員等」の定義規定を新設、第2号「店頭取引」、「会社内容説明書」の定義規定を改正
- b) その他、必要に応じて「会員」を「会員等」と改正

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現行どおり) <u>1の2 会員等 会員及び特定業務会員（定款第5条第2号二に掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。）をいう。</u> 2 店頭取引 会員等が自己又は他人の計算において行う店頭有価証券の売買その他の取引をいう。 3 会社内容説明書 第5条の要件を満たした、会員等並びに当該会員等が金融商品仲介業務（定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。）の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が店頭取扱有価証券の投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 4・5 (現行どおり)	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) (新 設) 2 店頭取引 会員が自己又は他人の計算において行う店頭有価証券の売買その他の取引をいう。 3 会社内容説明書 第5条の要件を満たした、会員並びに当該会員が金融商品仲介業務（定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。）の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が店頭取扱有価証券の投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 4・5 (省 略)

<参考> 各業務の登録要件等比較表

	第一種金商業	第一種少額 電子募集取扱業	非上場有価証券 特例仲介等業	第二種金商業	第二種少額 電子募集取扱業
最低資本金等	5,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上
自己資本規制 比率	120%以上	不適用	不適用	不適用	不適用
金融商品取引 責任準備金	適用	不適用	不適用	不適用	不適用
人的構成要件	あり（金商業を的確に遂行するに足りる人的構成を有すること）				
投資者保護基 金の加入義務	あり	なし	なし	なし	なし
兼業規制	適用	不適用	不適用	不適用	不適用

<参考：各業務で扱える取引等の概要>

対象投資家	限定無し	限定無し	プロ投資家 （特定投資家、 発行会社の親会社、役職員）	限定無し	限定無し
対象取引	限定無し	募集・私募の取扱い （原則ネットのみ）	売買の媒介 募集・売出し等の取扱い	限定無し	募集・私募の取扱い （原則ネットのみ）
預託の可否	可	金銭のみ可 （取引関連に限る）	金銭のみ可（取引関連に限る、 預託期間は1週間以内）	金銭のみ可 （一定の要件あり）	金銭のみ可 （一定の要件あり）

1. 令和6年改正金商法に伴う本協会における対応（定款改正、自主規制規則の改正等）の概要
2. 定款改正に伴う自主規制規則の対応について
- 3. 政府令・監督指針の改正に伴う自主規制規則の対応について**

3. 政府令・監督指針の改正に伴う自主規制規則の対応について

※ 発行日取引に関する改正は24ページ以降参照

- 金融庁において政省令のパブリックコメントを募集中（2025年1月17日～2月16日）
- 政省令の改正案の概要は以下のとおり

① 緩和される主な登録要件

- ・ 資本要件：1,000万円
- ・ 基金の加入義務：無し
- ・ 人的要件（預託を前提としない業務（PTS除く）のみ場合）：1種業の経験1年以上の者1名

② 業務の制限（対象顧客以外）

- ・ 対象有価証券：非上場有価証券
(店頭売買有価証券除く)
- ・ 預託：取引の決済に必要、かつ、政令で定める期間（1週間）を越えないもの

③ 対象顧客である「プロ投資家」の範囲について

特定投資家＋発行会社＋内閣府令で定める者（発行会社の親会社、役職員）

→ 特定投資家向け有価証券の転売制限に係る「プロ投資家」の範囲よりも広い新しい概念を創設（下表参照）

特定投資家向け有価証券の転売制限での「プロ投資家」の範囲（業§125条の2）	非上場有価証券特例仲介業での「プロ投資家」の範囲
イ. 特定投資家等（特定投資家、非居住者） ロ. 発行会社 ハ. 発行会社の取締役＋議決権50%超 ニ. 発行会社の役員（役員持株会に限る） ホ. 上記ロ. の被支配法人など	イ. 特定投資家等（特定投資家、非居住者） ロ. 発行会社 ハ. 発行者の親会社 ニ. 発行会社の役職員（資産管理会社含む）

○特定投資家向け有価証券の転売制限等に関する「プロ投資家」の規定

【金商法】

(特定投資家向け有価証券の売買等の制限)

第四十条の四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、**一般投資家(特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。以下この条において同じ。)**を相手方とし、又は一般投資家のために、第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合(第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。次条第一項及び第六十六条の十四の二において同じ。)、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

【業府令】

(一般投資家に含まれない者)

第二百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該特定投資家向け有価証券の**発行者の取締役等(取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。)**であり、かつ、**当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権**(社債、株式等の振替に関する法律第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。)を自己若しくは他人の名義をもって**保有する者**(以下この条において「特定役員」という。)又は**当該特定役員の被支配法人等**(当該発行者を除く。)
- 二 当該特定投資家向け有価証券の発行者の**総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する会社**(前号に掲げる者を除く。)
- 三 当該特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。))の**発行者の役員等**(当該特定投資家向け有価証券の買付け**(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であって各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)**を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。)
 - イ 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券
 - ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券で投資証券若しくは新投資口予約権証券に類する証券
 - ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの
 - ニ イからハまでに掲げる有価証券を受託有価証券(令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。))とする有価証券信託受益証券(同号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。))
 - ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイからハまでに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの
- 2 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等(法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。))の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。
- 3 第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。
- 4 第一項第三号の「役員等」とは、令第一条の三の三第五号に規定する役員等をいう。

3. 政府令・監督指針の改正に伴う自主規制規則の対応について

○ 未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止に関する対応（新しい事業者を踏まえた対応）

① 発行日取引に係る信用取引府令改正（発行日取引規制の除外）の概要

以下の全てを満たす取引について、「発行日取引」の定義から除外する

- ・ 新株予約権の目的となる株式の売買の媒介であること
- ・ 非上場株式が対象であること
- ・ 新株予約権の権利行使期間の初日が到来していることを満たすもの

② 発行日取引に係る法令改正の背景

- ・ 新たに非上場有価証券特例仲介業にて、「非上場会社の役職員がストック・オプション（SO）の権利行使により取得する非上場株式のセカンダリー取引」に関するサービスを提供しようとする社から以下の要望を踏まえた対応

【要望の背景】

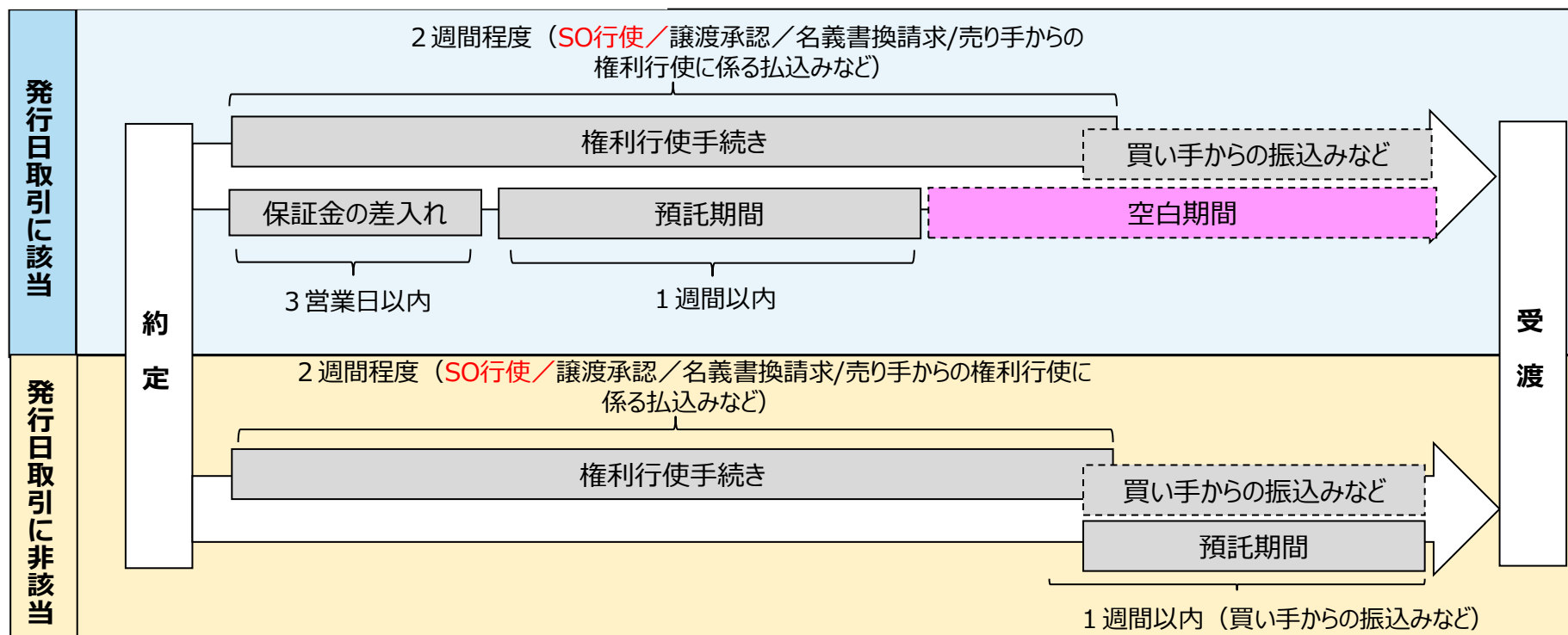
- ・ 現状、非上場会社の役職員がストック・オプション（SO）を権利行使する場合、権利行使価額の払込みのために金銭の準備が必要であるが、創業間もないスタートアップ企業の役職員については、給与の一部をSOで受け取っていることもあり、当該金銭の確保が困難（上場時まで権利行使しないケースが多い）。
- ・ 一方で、米国では、スタートアップ企業の役職員によるSOで取得した株式の売却が非上場株式の流動性供給に一定程度寄与しており、日本でもセカンダリー市場の活性化にはこれを実現することが重要。また、本件は、非上場のままの成長のインフラ整備（役職員のSOの換金のための上場（小粒上場）回避）にも寄与する。
- ・ 上記を実現するためには、SOで取得した非上場株式の換金の場合だけでなく、「非上場会社の役職員が安心してSOの権利行使をすることができる環境」を整備するため、「権利行使前に約定させる」など、権利行使前の換金の可能性を担保した形でのサービスの提供を検討
- ・ しかしながら、上記対応は金商法上の「発行日取引」に該当し、買付者から約定から3営業日以内に「委託証拠金の預託」を受けなければならないが、非上場有価証券特例仲介等業者に認められた預託期間は1週間であり、非上場有価証券の受渡まで2・3週間要することを踏まえると、本サービスの提供が困難となっている。（次頁参照）
- ・ また、日本証券業協会の「店頭規則」や「株主コミュニティ規則」では、「未発行の店頭有価証券の店頭取引」を禁止しており、当該規定も支障となっている。

3. 政府令・監督指針の改正に伴う自主規制規則の対応について

③ スキームの課題及び法令改正の方向性

- ・ 現行法令において「SOの権利行使前の約定」スキーム（下図参照）は「発行日取引」に該当する可能性があり、該当する場合、取引から3営業日以内に買付顧客より保証金の受入れや分別管理が必要となる。
- ・ 一方で、改正案において、非上場有価証券特例仲介業が行える預託は「1週間」とされており、顧客から受け入れた金銭を1週間以内に解消する必要があるところ、約定から権利行使手続きまで2週間程度、権利行使手続きから受渡まで1週間程度と約定から受渡までで3週間程度要することから対応が困難
- ・ そのため、今回の信用取引府令改正案においては、発行日取引に関する保証金規制について、本件スキームを妨げるまでの趣旨は無いとし、前頁①の改正を行う方向性が示されている。

【「SOの権利行使前の約定」スキーム図】



3. 政府令・監督指針の改正に伴う自主規制規則の対応について

④ 本協会規則改正の必要性について

- ・ 店頭規則第13条第3項及び株主コミュニティ規則第24条第3項において、未発行の店頭有価証券・株主コミュニティ銘柄の取引を禁止する規定が存在し、文理解釈上、「SOの権利行使前の約定」スキームは当該規定に抵触する。
- ・ 当該規定については、過去の未発行証券の権利株の投機的な売買が膨らんだことへの対応であり、未発行有価証券の投機的な取引を抑制するという趣旨は「発行日取引規制」と同様と考えられる。
- ・ ついては、法令改正の内容も踏まえ、信用取引府令改正案に定める要件（24頁①の要件）を満たすものについては、店頭規則第13条第3項及び株主コミュニティ規則第24条第3項の規定から除外する規則改正を行うことかどうか。

改 正 案	現 行
【店頭規則】 （成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止） 第 13 条 （ 現 行 ど お り ） 2 （ 現 行 ど お り ） 3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引（ <u>新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株券（金商法第29条の4の4第8項第1号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）を行ってはならない。</u>	【店頭規則】 第 13 条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引を行ってはならない。
【株主コミュニティ規則】 （成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止） 第 24 条 （ 現 行 ど お り ） 2 （ 現 行 ど お り ） 3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引（ <u>新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株券（金商法第29条の4の4第8項第1号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）を行ってはならない。</u>	【株主コミュニティ規則】 第 24 条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引を行ってはならない。

- 店頭規則第13条第3項において、未発行の店頭有価証券の店頭取引は禁止されている。
- 当該規定は、公正慣習規則（1986年）制定時から存在する規定であり、導入の経緯は以下のとおり。

取引禁止の端緒

- 戦後取引所取引が再開した後も、引き続き店頭売買が活性化しており、1950年に未発行有価証券の投機的売買による「旭硝子事件」が発生。

【旭硝子事件】

三菱化成工業が旭硝子、新光レヨン、日本化成工業の3社に分割される際、分割後の3社の株式について発行前に予約売買が行われたところ、売買高が急激に増加して価格が乱高下したため、一定期間売買停止措置が取られるとともに、受渡未済分について解合いが行われた事件。

- 証券取引委員会の要請をもとに、店頭売買における公正な価格の形成と受渡しの確実性を図るため、米国を参考とした自主規制規則（未発行の有価証券の売買その他の取引に関する規則）を整備。当該規則では、未発行有価証券取引時の証拠金の預託等について定めている。
- その後、1986年に店頭市場における売買取引に関するルールを整備を図るため、店頭取引関係の既存規則を統合するとともに、上場銘柄や登録銘柄以外の店頭有価証券の投資勧誘禁止等を盛り込んだ自主規制規則（店頭における株式の売買その他の取引に関する規則）が制定された。
- この際に、未発行有価証券に係る自主規制ルールは廃止され、未発行有価証券の取引の禁止規定が導入された（第12条）。

<参考> 関連条文（「発行日取引」の関連規定）

※黄色マーカー箇所については
現在パブリックコメント募集中



【金商法】

（信用取引等における金銭の預託）

第百六十一条の二 信用取引その他の内閣府令で定める取引については、金融商品取引業者は、内閣府令で定めるところにより、顧客から、当該取引に係る有価証券の時価に内閣総理大臣が有価証券の売買その他の取引の公正を確保することを考慮して定める率を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

2 前項の金銭は、内閣府令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

【金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令】

（定義）

第一条 この府令において「信用取引」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が顧客（金融商品取引業者が顧客である場合における金融商品取引業者を含む。以下同じ。）に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引をいう。

2 この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引（新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株式（法第二十九条の四の四第八項第一号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）であつて、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもつて受渡しをするものをいう。

3 この府令において「未決済勘定」とは、信用取引について顧客が金融商品取引業者から供与された信用に係る債務をいう。

4 この府令において「対当売買」とは、発行日取引による買付けに係る有価証券の受渡しの終了前において、当該有価証券と同一銘柄の対当する数量の有価証券を売付けし、又は発行日取引による売付けに係る有価証券の受渡しの前において、当該有価証券と同一銘柄の対当する数量の有価証券を買付けする売買をいう。

（有価証券の時価に乘すべき率等）

第二条 法第百六十一条の二第一項に規定する取引及び同項の規定により当該取引に係る有価証券の時価に乘すべき率は、次の各号に掲げる取引及び率とする。

一 信用取引 百分の三十（当該信用取引に係る有価証券がレバレッジ指標等（金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標であつて、その一日の変動率が他の指標の一日の変動率に一定の数（当該一定の数が零に満たないときは、当該一定の数を零から差し引いた数）を乗じて得た率（その率が百分の三十に満たないときは、百分の三十）。第七条第一項第二号、第二項第一号ロ及び第二号ロ並びに第三項第二号において同じ。）

二 発行日取引 百分の三十

2 前項第一号に掲げる信用取引に係る有価証券の時価に乘すべき率の規定は、信用取引が株券に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利行使によるものであり、当該信用取引を当該株券と同一銘柄の対当する数量の反対売買により決済するもの（受渡日が当該信用取引と同一日となる場合に限る。）である場合における当該信用取引については、これを適用しない。3第一項第二号に掲げる発行日取引に係る有価証券の時価に乘すべき率の規定は、発行日取引が対当売買又は有価証券等清算取次ぎによるものである場合における当該発行日取引については、これを適用しない。

（保証金の預託）

第四条 金融商品取引業者は、その顧客のために信用取引又は発行日取引を行つたときは、その行つた日から起算して三日（休業日があるときは、その日数を加算した日数。）以内に、当該顧客から当該取引に係る保証金の預託を受けなければならない。

○ 今後のスケジュール（予定）

日程（※ 1）	内容
2025年 1 月21日	第35回非上場WG
2 月上旬	エクイティ分科会（審議事項） 協会規則改正に係るパブリックコメントの審議
2 月18日	自主規制会議（審議事項） 協会規則改正に係るパブリックコメントの審議
2 月18日～ 3 月19日	協会規則改正案に係るパブリックコメントの募集
4 月上旬	エクイティ分科会 規則改正の審議（※ 2）
4 月15日	自主規制会議 規則改正の審議、同日付で規則改正（※ 2）
4 月～ 5 月	法令、政省令の施行日に合わせて施行（※ 3）

（※ 1）定款改正については、2024年11月20日～2024年12月19日にパブリックコメントの募集を実施済み、2025年 3 月に改正予定）

（※ 2）パブリックコメントの結果、内容に変更を求める意見等がない場合には、エクイティ分科会委員長・自主規制企画分科会委員長・自主規制会議議長一任手続きにより改正を行う。

（※ 3）金商法改正（2024年5月22日公布）については、公布日から起算して1年以内の政令指定日から施行、政省令改正案のパブリックコメント募集については、2025年 1 月17日～2 月16日において実施中